

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和8年2月16日（月）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 1件）

議案第2号 生産緑地に係る主たる従事者の証明願について
（申請件数 1件）

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
（申請件数 7件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 5件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 2件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	池谷 正太郎
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後4時2分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

	それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、2 番乙幡昇治委員と 8 番大口貴司委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1 件ございます。 本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。 申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 28 年 4 月 23 日に相続し、前回調査は、令和 5 年 2 月 15 日になります。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
6 番 (宮崎 義憲君)	本日午後 1 時 30 分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①はタマネギ、一部作付け準備中、②は作付け準備中、③はコマツナ、一部作付け準備中、④はムギ、一部作付け準備中、⑤から⑦は作付け準備中、⑧はキャベツ、ブロッコリーが栽培され、一部作付け準備中で

議長
(加藤 武君)

した。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。野菜、穀物等が栽培されており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請番号1号につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和7年8月27日、申請者の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は、ブロッコリー、ハクサイ、ホウレンソウ、②はお茶、③はミズナ、ノラボウが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

10番
(内野 一彦君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他に、ございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が7件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号4番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、1番から4番の利用権の設定を受ける者については同一の方で、本市の認定新規就農者になる予定の方になります。

申請番号5番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でございます。権利の種類

は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市で新規就農されて農業経営を行っている方になります。

申請番号 6 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号 7 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、6 番、7 番の利用権の設定を受ける者については、東村山市の農業者の方になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、7 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 3 番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

議 長
(加藤 武君)

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
申請番号4番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番から4番の申請人は同一の方で、本市の認定新規就農者になる予定の方であり問題はないかと思われます。

申請番号5番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

5番の申請人は、本市で新規就農された方であり問題はないかと思われます。

申請番号6番の農地でございますが、①は、草を刈り倒した状況でした。

申請番号7番の農地でございますが、①は、草を刈り倒した状況でした。

6番、7番の利用権の設定を受ける方は、東村山市の農業者の方であり今回は期間満了に伴う更新による申請となっております。農地利用状況調査の際の指導農地となったことから、慎重な対応が必要かと思えます。18日に会長及び職務代理者と借受人との面談を予定していることから、その面談を踏まえて決定してはどうかと思えます。

以上のことから、議案第3号につきましては、1番から5番は承認してよろしいかと思えますが、6番と7番については、保留したいと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。

申請番号1番から7番の農地でございますが、現地を確認しております。

1番から5番は適正に管理がされており、すぐに作付けしても問題ないと思われます。

ただいま宮崎部会長から話がありました6番、7番の権利の設定を受ける者と18日に面談を予定しており、管理状況について確認をいたします。その上で決定したいと思えますが、い

		かがでしょうか。
委	員	異議なし。
議 (加藤	長 武君)	御意見等ないようですので、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」は、6番、7番以外については承認をしたいと思います。 御異議ございませんか。
委	員	異議なし
議 (加藤	長 武君)	ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、6番、7番以外については承認をすることといたします。 次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)		それでは、御説明いたします。 報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。 本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的につきましては、申請番号1番、2番が共同住宅、3番が共同住宅、道路、4番、5番が店舗になります。 以上でございます。
議 (加藤	長 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。 はい、峰岸委員。
3 (峰岸	番 豊君)	申請番号1番の届出地でございますが、現地を確認しております。 特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

申請番号2番、4番、5番の届出地でございますが、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

申請番号3番の届出地でございますが、現地を確認しております。
特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。
それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。
報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。
本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。
譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が住宅用地、申請番号2番が変電所でございます。
以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
はい、山田委員。

4 番 (山田 伸一君)	申請番号 1 番の届出地でございますが、現地を確認しております。 特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議長 (加藤 武君)	他にございませんか。 はい、大口委員。
8 番 (大口 貴司君)	申請番号 2 番の届出地でございますが、現地を確認しております。 特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。
議長 (加藤 武君)	他にございませんか。 御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。 以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第 2 回総会を終了いたします。 大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 5 分 閉会

※「議案第 3 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」で、保留となった 6 番、7 番の結果について

令和 8 年 2 月 1 8 日（水）午後 4 時から下記の出席者で協議した結果、下記のと通りの条件を借受人に付与して承認することとした。

出席者 2 番 乙幡 昇治（会長職務代理者） 1 3 番 加藤 武（会長）
事務局（井上 ひとえ）、
当事者（借受人、一般社団法人東京都農業会議職員）

条件

- 1 自然農法の部分は、隣接地から 1.5 メートル程度下げ、その部分は除草し、隣接地へ影響が及ばないようにする。
- 2 年 1 回、借受した農地の状況を武蔵村山市農業委員会に報告する。

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和8年2月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩